

Q

高額な医療費が続くと自己負担限度額が  
軽減されると聞いたのですが・・・。



A

3か月以上続いた場合、**4か月目**から  
「**多数該当**」となり、**自己負担限度額が軽減**されます。

### ✓ 多数該当とは?

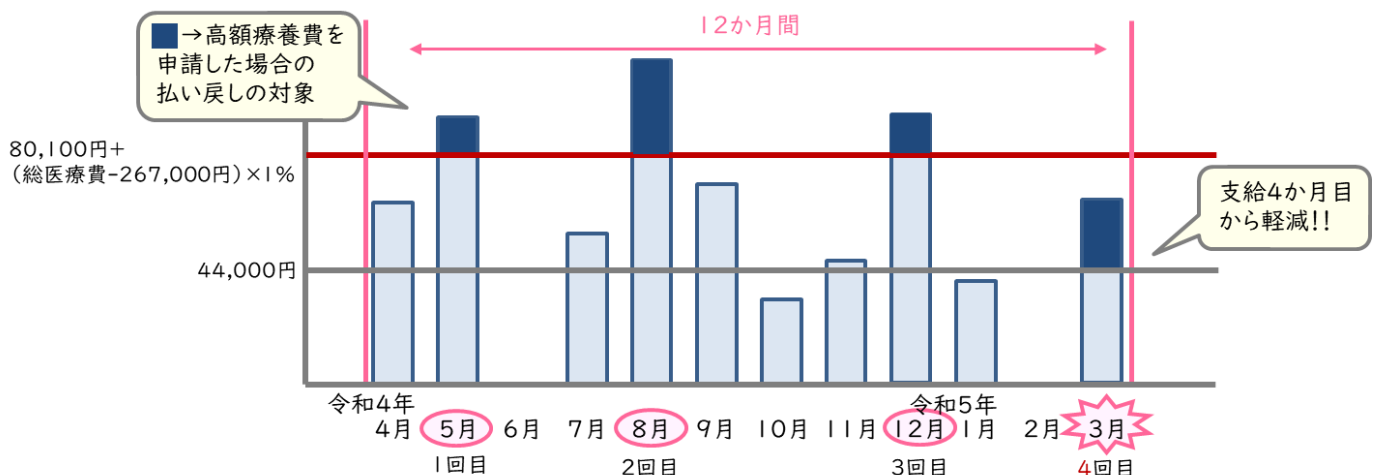
医療機関を受診した月以前1年間(12か月)に、同一世帯で**3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合**、**4か月目から自己負担限度額が軽減**される制度です。  
(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した月も含みます。)  
軽減される金額は所得区分によって定められております。  
→詳しい金額は右記のQRコードをチェック

所得区分ごとの  
軽減額の詳細



### ? 多数該当になるか考えてみよう。

【例題】令和5年3月に受診した分が該当するか確認する場合(所得区分ウの方)



→ 令和4年5月、8月、12月が所得区分ウの自己負担限度額を超えているため、令和5年3月は多数該当になります。

申請したい受診月から見て、「1年以内に自己負担限度額を超えた支払いが3回以上」あると申請月は軽減されるんだね。



## ✓ 限度額適用認定証を使用しているても軽減されないことも・・・

通常、医療機関で限度額適用認定証を提示し、自己負担限度額の支払いが3回以上あった場合、**4回目から軽減された金額でのお支払い**になります。

しかし、限度額適用認定証を利用している医療機関が異なると、医療機関同士で情報共有ができないことから**4回目以降でも軽減された金額でのお支払いにならない**ケースがあります。

その際は、高額療養費支給申請書にて手続きをすると払い戻しされます。

## ✓ 1年以内に保険証が変更されても多数該当は引き継がれるの？

多数該当は①**同一保険者**、②**同一被保険者**での受診の場合適用されます。

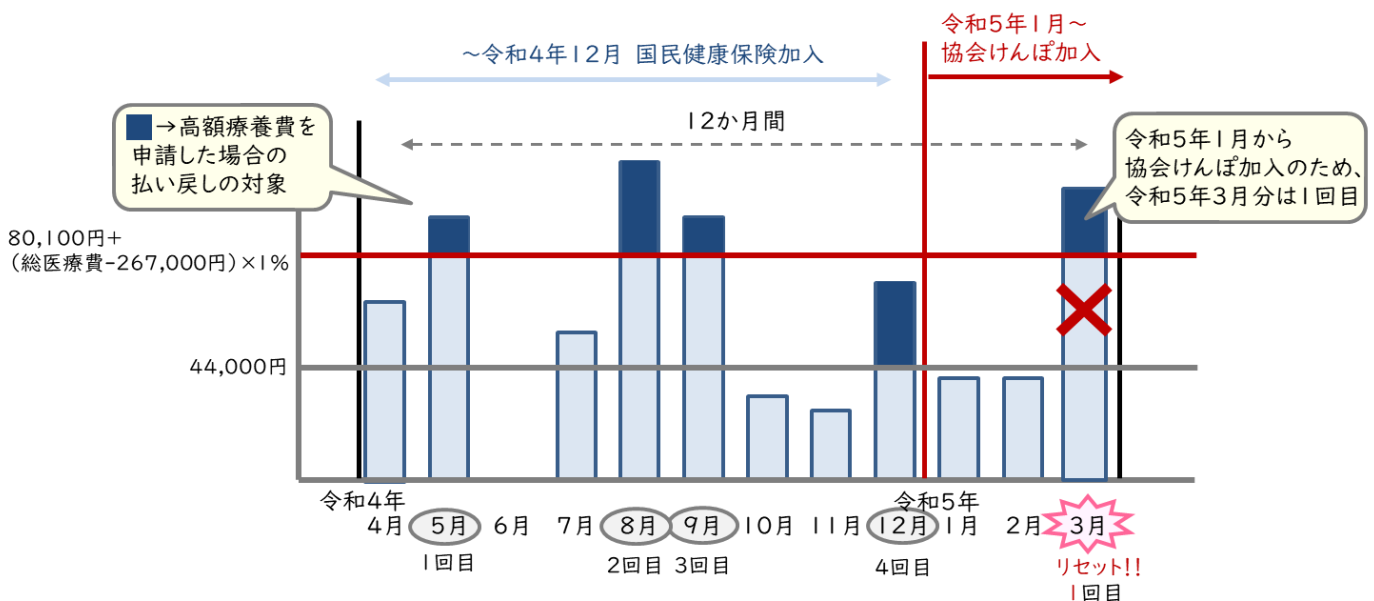
その為、①国民健康保険から協会けんぽに加入といった**保険者自体が変更になる場合**、②退職して**被保険者から被扶養者**に変わった場合などについては、多数該当の月数はリセットされます。

退職後、任意継続に加入した場合は、多数該当は引き継ぐことができるよ。



## ? 多数該当になるか考えてみよう。

【例題】令和4年12月まで国民健康保険に加入しており、令和5年1月から協会けんぽに加入した場合、令和5年3月に受診した分は該当するか。(所得区分ウの方)



→令和5年1月に、国民健康保険から協会けんぽへと保険者が変更になっています。すると、今までの**月数はリセットされる**こととなり、3月は多数該当にはなりません。そのため、高額療養費を申請した場合、払い戻しは**赤線**からはみ出た部分になります。